

番号	質問	回答
1	契約保証金の免除の条件の詳細について知りたい。	<p>愛知県財務規則第129条の3第3号の規定には「政令第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合」とあり、本業務委託の場合、令和4・5年度入札参加資格者名簿（物品等）に登載されていることを指します。</p> <p>また第6号の規定には「契約の相手方が契約の履行をしないこととなるおそれがないとき」とあり、本業務委託の場合、「国及び地方公共団体並びに独立行政法人及び地方独立行政法人並びに法令に基づく公社等」、「大学又は国若しくは都道府県の認可を受けている学校」、「慈善、学術、技芸その他公益に関する事業を目的とする法人等」を指します。なお、第6号の規定が適用されるかについては個別に検討いたします。</p> <p>よって、コンソーシアム構成員全員が、入札参加資格者名簿（物品等）に登載又は第6号の規定を満たすことで、過去の実績等も加味し、契約保証金を免除とするか判断します。</p> <p>令和4・5年度入札参加資格者名簿（物品等）への登載方法については、下記WEBページを御覧ください。</p> <p>http://www.buppin.e-aichi.jp/p_epvs/contents/html/VenTopPage.html</p>

※モデル事業（4月公募分）の契約時に問い合わせがあった項目について掲載している。